

令和 3 年度
第 1 回日南市水道事業等経営審議会

水道料金の改定について

令和 3 年 1 2 月 2 2 日
日南市水道局水道課

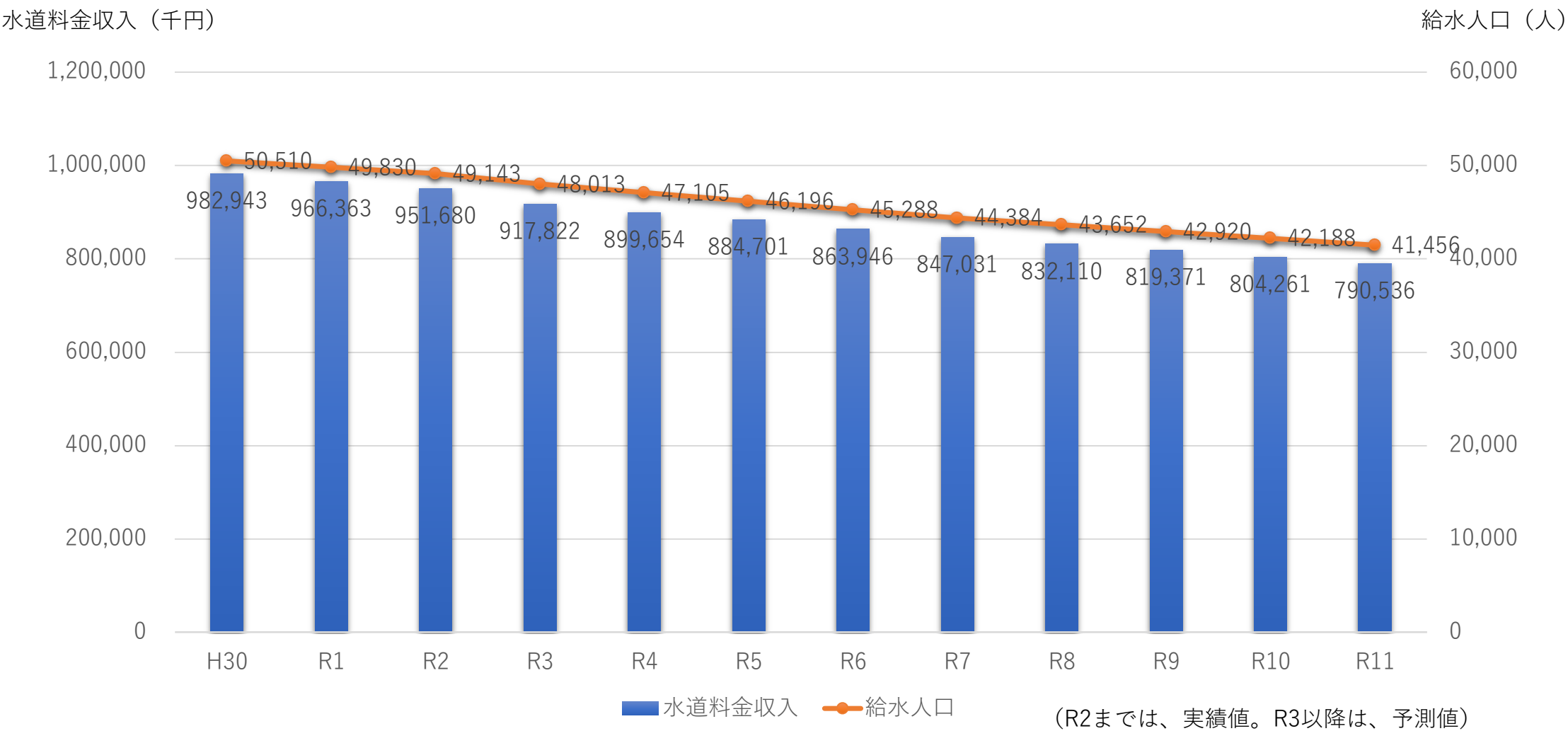
目次

1	日南市水道事業の現状	P	1
2	水道事業等経営審議会答申	P	4
3	コロナ禍の社会情勢に配慮した改定見送り	P	4
4	新型コロナウイルス感染症の状況	P	5
5	改定見送りによる影響と問題点	P	6
6	必要な料金改定を行わないことにより、後年にもたらされる影響	P	6
7	料金改定の実施と措置方針	P	7
8	改定後の水道料金	P	9
9	今後のスケジュール	P	12

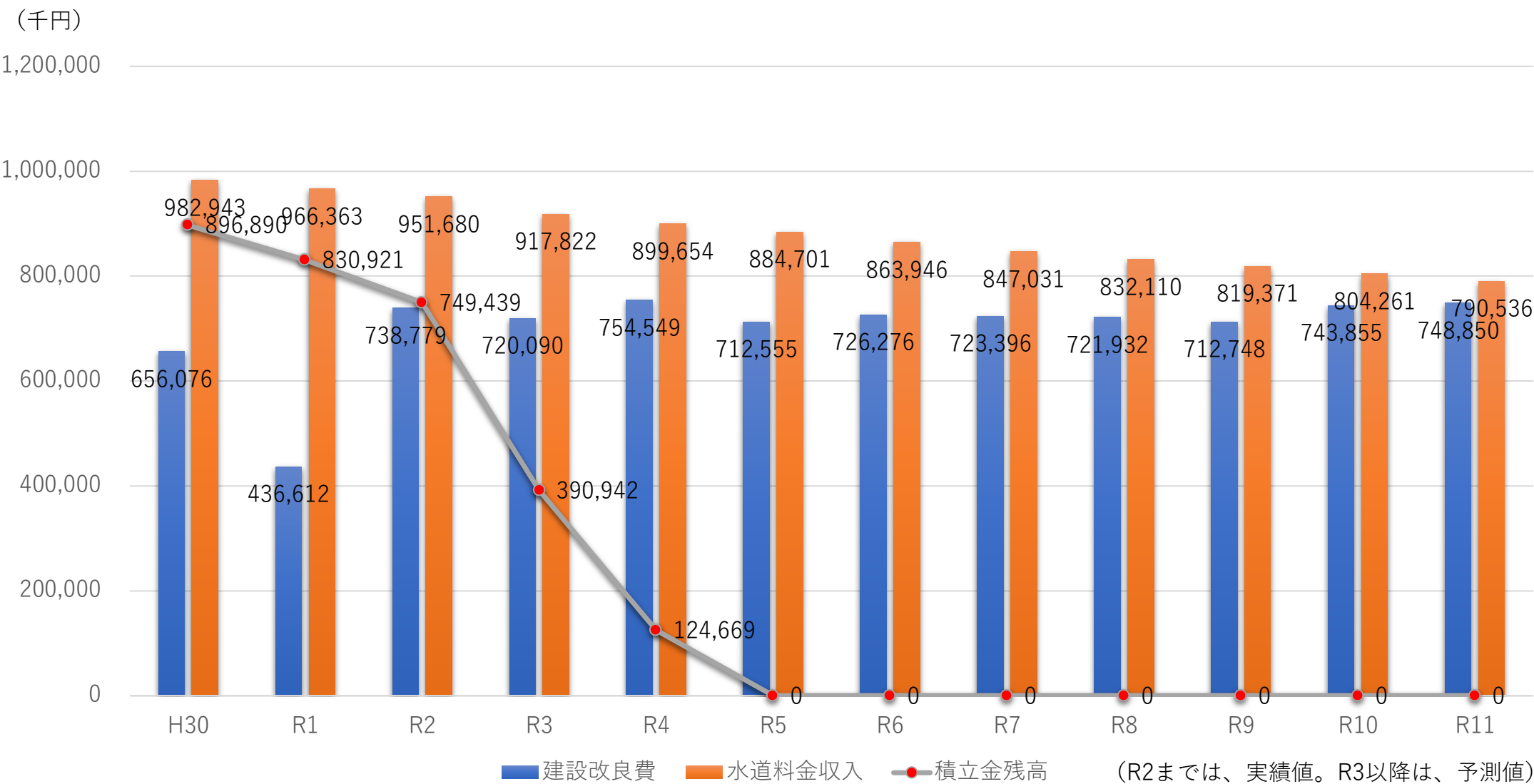
1 日南市水道事業の現状

- 大正10年の給水開始以降、平成の合併により北郷および南郷地区を給水区域としながら、100年間にわたり水道水を各家庭に届けています。
- 令和2年度末時点において、総人口51,485人に対して49,143人に給水。給水普及率は、95.5%
- 給水原価が供給単価を上回っており、水道水を提供するほど赤字が生じる
- 水道施設の老朽化などの課題に加え、将来の給水人口、給水需要及び水道料金収入の減少が見込まれる非常に厳しい状況
- 50年後、100年後の将来を見据えた水道事業を実現するため、合理的かつ効率的な水道施設の再構築に向けた日南・南郷地域水道施設の一元化事業に加え、老朽化した水道施設の更新事業や耐震化事業などを、計画的に実施する必要がある
- 現行の水道料金体系を維持した場合、令和5年度には、資本的収支不足額の補てん財源である積立金が枯渇し、それ以降の計画的な建設改良事業が実施できない見込み

将来の給水人口と水道料金の見込み



水道事業経営の見通し（現行の水道料金を維持した場合）



2 水道事業等経営審議会答申

- 令和2年10月8日、日南市水道事業等経営審議会に水道事業の経営についての諮問を行い、令和3年3月19日、次のとおり答申をいただきました。
- 水道料金の改定については、水道料金の算定期間を令和3年度から令和7年度までの5年間とし、水道料金の改定は、平均約26.2パーセント増とすることが妥当である。
- 水道料金の改定時期は、水道使用者への周知・広報期間を考慮し、令和3年11月検針分からとすることが妥当である。

3 コロナ禍の社会情勢に配慮して改定見送り

- コロナ禍による社会情勢に配慮して、令和3年11月検針分からの改定を一旦、見送ることとなりました。

4 新型コロナウイルス感染症の状況

○感染者数（11月末時点）

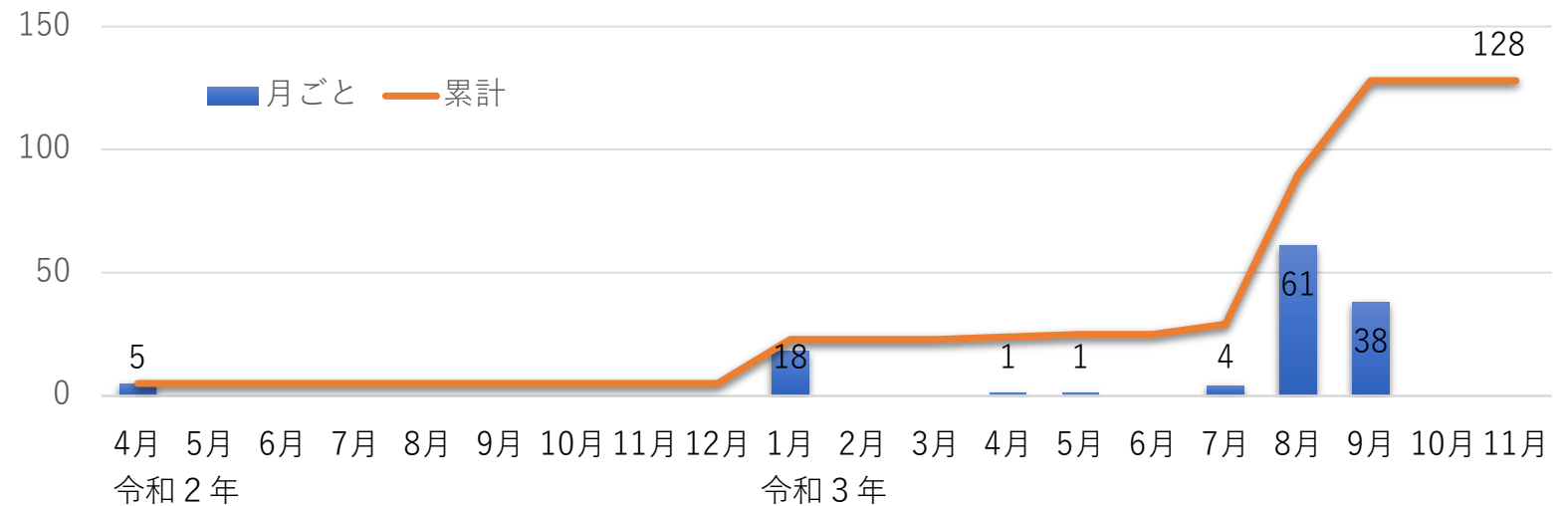
市内 128人（9月21日以降、新規感染者なし）
県内 6,137人

○市内のワクチン接種状況（11月15日時点）

全接種対象者（12歳以上）の接種率

1回目接種 85.7%
2回目接種 84.0%

日南市内の新型コロナウイルス感染症の状況（人）



5 水道料金改定見送りによる影響と問題点

- 令和3年11月検針分からの料金改定を見送ったことにより、令和3年度の水道料金収入減少額（以下、影響額）は1億円程度の見込みです。
- 料金改定時期を更に先送りするとなると、影響額がさらに大きくなり、資本的収支不足額の補てん財源である積立金が枯渇してしまい、施設の更新・耐震化等必要な整備に遅れをきたし、将来的には水道水の安定供給に支障をきたすことにつながります。
- 和歌山県の水管橋破損や地震等、全国的に水道管破損による漏水被害は多発している状況からも、老朽管更新や耐震化等は先送りできない状況にあります。

6 必要な料金改定を行わないことにより、後年にもたらされる影響

- 将来の水道水の安定供給に支障をきたす
 - * 経営戦略における収入見込み額に不足が生じます。
 - * 建設改良費積立を計画してますが、予定した積立ができなくなります。
 - * 令和4年度以降、建設改良事業が計画通りに実施できなくなり、老朽管更新、耐震化、水道再編事業の実施が、後年へ先送りとなります。
 - * 将来的な水道水の安定供給に支障をきたすことになります。
- 水道料金改定割合が大きくなる
 - * 2～3年後に料金改定したとしても、給水人口減少により、予定された収入とはなりません。
 - * 料金改定に併せて策定した水道事業経営戦略において、料金改定を行った場合においても、令和9年度頃には、再度、料金改定の検討が必要であるとの見込みであり、料金改定を先送りすることで、経営状況の悪化が見込まれ、今後行う料金改定の割合が大きくなると想定されます。また、改定が必要な時期も早まることが考えられます。

7 料金改定の実施と措置方針

- 影響額の補てんについては、一般会計からの繰入について協議を行っています。
- 将来的に水道水の安定供給を継続させるため、料金改定を行います。
- 改定後の水道料金の適用時期については、令和4年4月から開始する隔月検針の関係により、令和4年6月請求分からとします。
- コロナ禍による今後の市民生活への影響を見通すことは困難な状況ですが、令和3年11月検針分からの料金改定を見送ったことにより、コロナ禍に係る市民生活への一定の配慮はなされていると考えます。
- 料金改定を行うにあたり、料金改定が見送りとなったこと及び今回改定を実施することになった経緯、改定を行わないことによる影響等について、議会や市民への丁寧な説明を行っていきます。

隔月検針開始に係る新料金適用状況

改正条例施行日 令和4年4月1日

水道口径13ミリ、ひと月の水道使用量が30m³、水道メーター検針が毎月20日に行われるとした場合

		令和4年4月請求	令和4年5月請求	令和4年6月請求	令和4年7月請求
偶数月	検針水量	30m ³	検針なし	60m ³	検針なし
	検針対象	3/20-4/20	—	4/20-6/20	—
	料金算定水量	30m ³	—	30m ³	30m ³
		4月分水量	—	5月分水量	6月分水量
		実水量	—	推計	推計
	水道料金(税込)	4,444円	翌月請求	5,610円	5,610円
		旧料金	—	新料金	新料金
奇数月	検針水量	検針なし	60m ³	検針なし	60m ³
	検針対象	—	3/20-5/20	—	5/20-7/20
	料金算定水量	—	30m ³	30m ³	30m ³
		—	4月分水量	5月分水量	6月分水量
		—	推計	推計	推計
	水道料金(税込)	翌月請求	4,444円	5,610円	5,610円
		—	旧料金	新料金	新料金

8 改定後の水道料金

令和4年6月請求分から、平均約26.2%増

(円、税抜き)

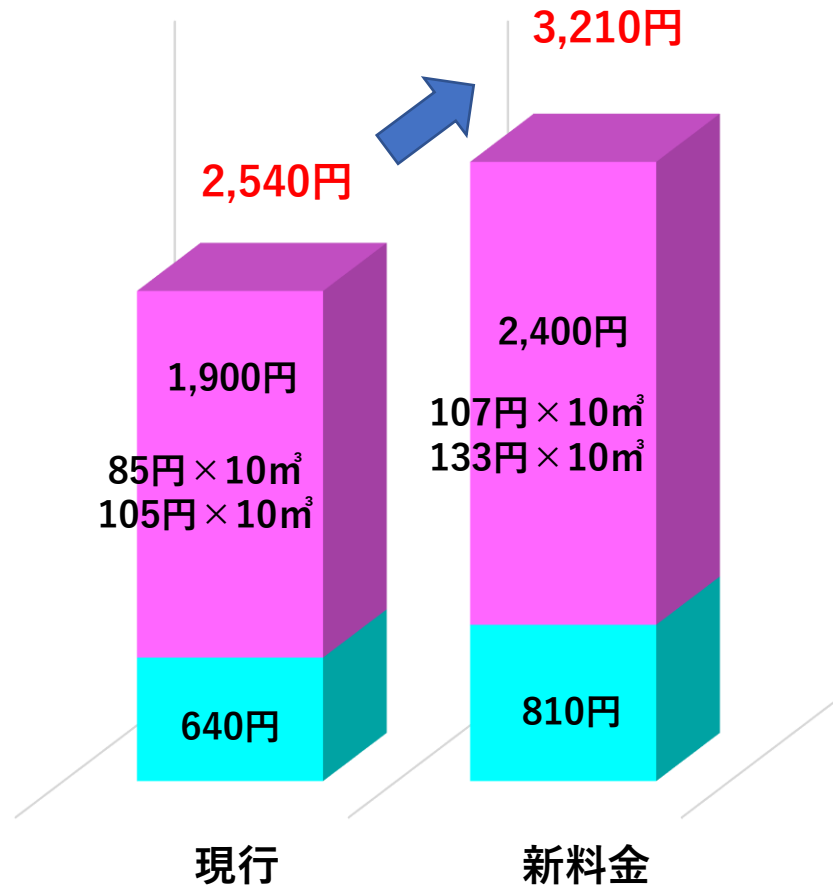
基本料金			従量料金（1 m ³ あたり）		
口径	現行	新料金	使用水量	現行	新料金
13ミリ	640	810	1～10m ³	85	107
20ミリ	870	1,100	11～20m ³	105	133
25ミリ	1,500	1,890	21～50m ³	150	189
30ミリ	2,100	2,650	51～100m ³	180	227
40ミリ	3,150	3,970	101m ³ ～	200	252
50ミリ	6,400	8,070	○ 基本料金 は、水道管の口径に応じて均等に徴収される料金 ○ 従量料金 は、水量に応じて徴収される料金 ○ 基本料金 と 従量料金 を合算し、消費税を加算した額がひと月に支払う 水道料金		
75ミリ	11,500	14,490			
100ミリ	15,000	18,900			
150ミリ	25,000	31,500			

* 下水道を使用の場合は、下水道使用料が別途加算されます。

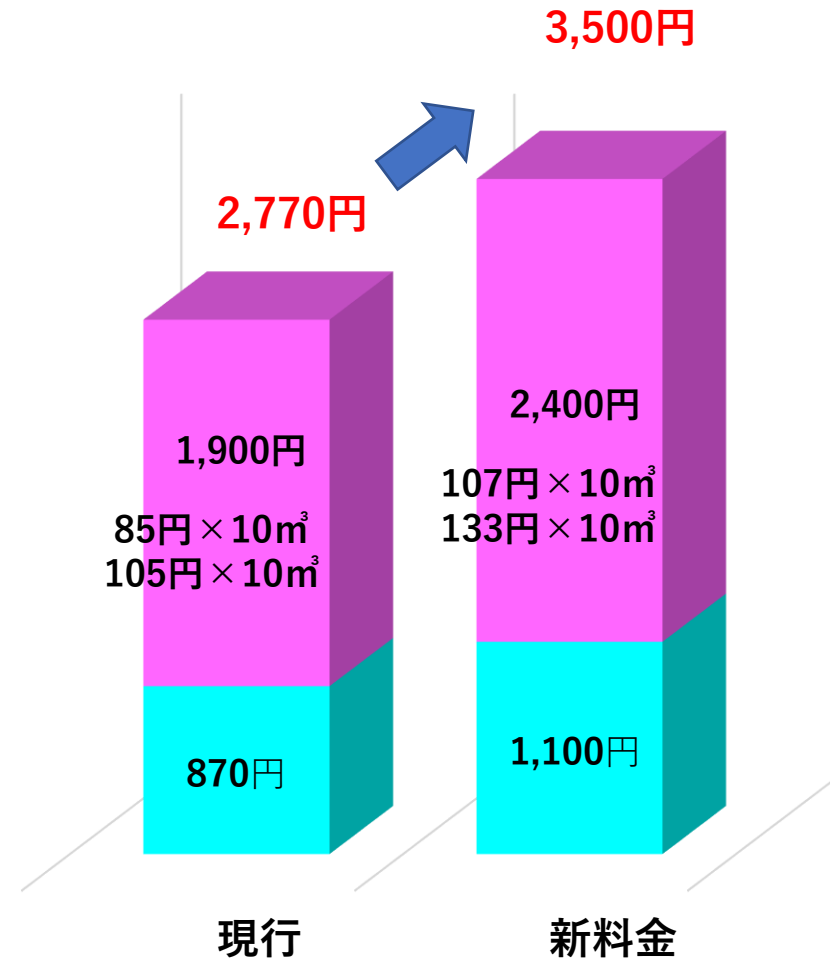
* 今回、下水道使用料の改定は行いません。

月20m³使用した場合の水道料金は？

■ 基本料金 ■ 従量料金 (税抜き)

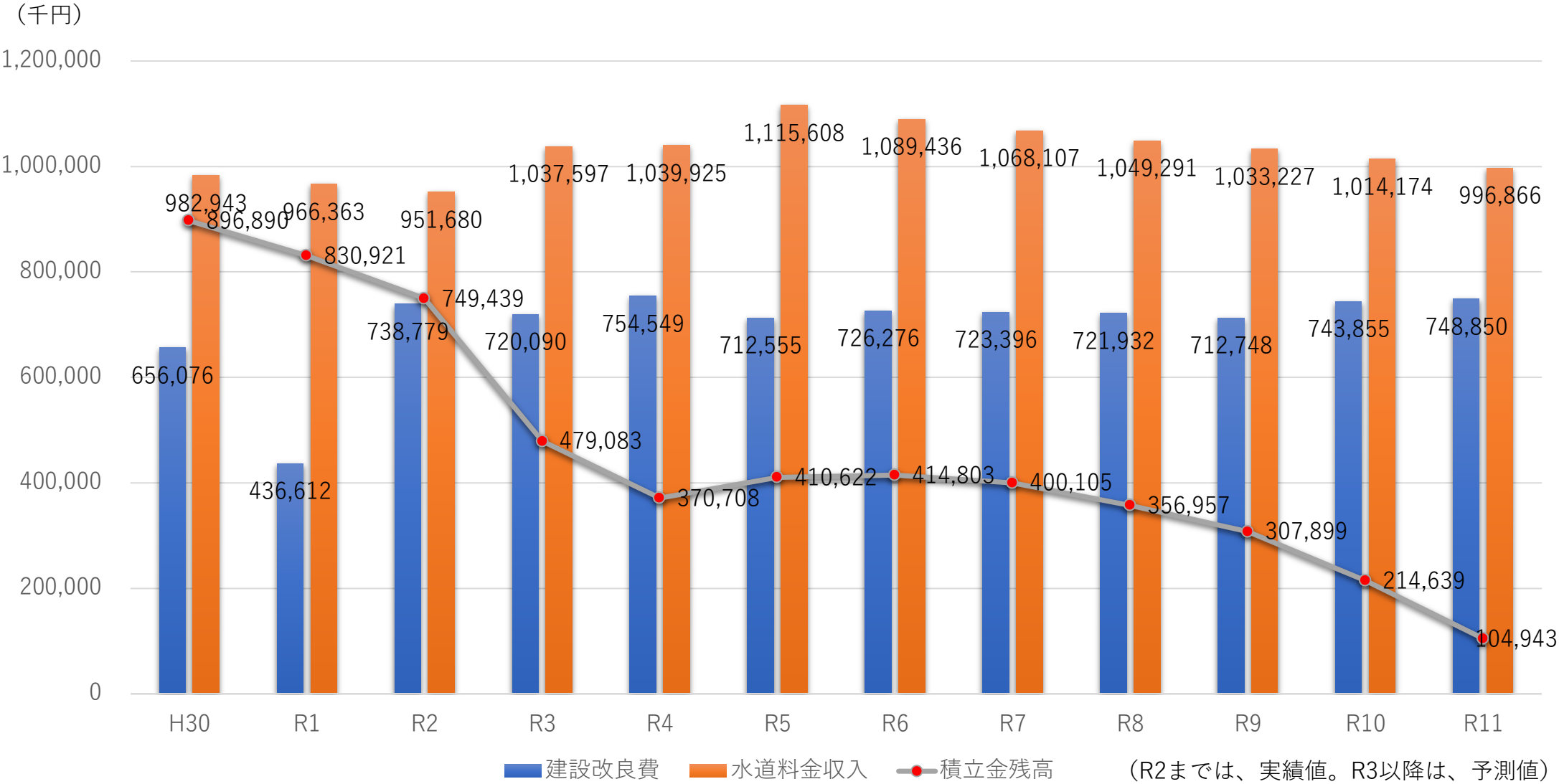


口径13ミリの場合



口径20ミリの場合

水道事業経営の見通し（水道料金を改定した場合）



9 今後のスケジュール

令和3年12月17日	日南市水道事業給水条例改正条例議決
22日	日南市水道事業等経営審議会説明
令和4年 1月	自治会説明 ホームページ掲載
2月	広報誌掲載（2月15日号） 検針時チラシ折込（料金改定、隔月検針）給水全地区
3月	検針時チラシ折込（料金改定、隔月検針）奇数月検針地区
4月 1日	日南市水道事業給水条例改正条例施行 隔月検針開始 検針時チラシ折込（料金改定、隔月検針）偶数月検針地区
5月使用分（6月請求分）～	新水道料金適用